

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

| | |
|---|--|
| 調 達 件 名 | 低所得の子育て世帯（ひとり親世帯）に対する生活支援特別給付金に係るコールセンター業務及び申請受付業務 |
| 発 注 課 | 子）子育て支援課 |
| 選 定 事 業 者 | パーソルテンプスタッフ株式会社 ビジネスセンター札幌オフィス |
| 随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） | |
| <p>当該業務は、子育て世帯（ひとり親世帯分）に対する生活支援特別給付金に係るコールセンター及び申請受付業務である。</p> <p>当該給付金の支給は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化していることを踏まえた「国の緊急支援策」の一環であり、子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯については、金銭面及び心身等により大きな困難が生じていると考えられるため、可能な限り速やかに支給するよう国から要請されている。</p> <p>入札等による契約の場合、当該業務の契約締結までには相当な期間（最低でも1か月）を要することが見込まれ、速やかな支給の支障となり、問い合わせ受付についても支給時期に間に合う体制をとることが難しい。</p> <p>また、早急かつ確実に履行できる業者でなければ、本市のひとり親世帯に多大な影響を及ぼすことになるため、信用の確実な者であり、かつ、本市の類似の業務で良好な履行実績のある業者を選定する随意契約とすべきである。</p> <p>選定業者は、「子育て世帯への臨時特別給付金に係るコールセンター業務及び公務員分申請受付業務（国事業）」、「ひとり親世帯臨時特別給付金に係るコールセンター業務及び申請受付業務（国事業）※基本給付の再支給含む」、「家計急変ひとり親世帯臨時特別支援金申請受付業務（本市単独事業）」の受託者で、先に記載の業務で使用した受付事務に係るシステム並びに業務設計が整っており、準備や構築に時間とコストを要さず、問い合わせ対応FAQ、研修資料を既に有していることから、コールセンターの立ち上げ準備期間も削減でき、本市が希望する短期スケジュールでの履行が可能な唯一の者である。</p> <p>上記の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号より、緊急の必要により競争入札に付することができないものとして、当該事業者から見積書を徴して随意契約を行う。</p> | |
| 根 拠 法 令 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（予定価格100万円超の場合に記入） |
| 決 定 日 | 令和3年3月29日 |